



10月(12月支給分)から 児童手当が拡充されます



令和6年10月(12月支給分)から、児童手当制度が改正(拡充)となります。新たに申請や手続きが必要な場合がありますので、以下の内容を確認の上、必要に応じて手続きをお願いします。

【問い合わせ】子育て支援課子ども家庭担当(☎282-1711 内線1183)

■主な改正内容

▽所得制限が撤廃されます。▽支給対象となる児童が高校生年代まで拡充されます。▽第3子以降の児童手当の加算分(多子加算)が増額されます。▽多子加算の算出対象年齢が22歳に到達した年度末までに延長されます。▽手当の支給が年6回になります。

	改正前(令和6年9月分まで)		改正後(令和6年10月分から)	
	第1子・第2子	第3子以降	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	1万5,000円		1万5,000円	3万円
3歳～小学生	1万円	1万5,000円	1万円	
中学生	1万円			
高校生年代 (18歳年度末まで)	支給なし(第3子の算定対象)		支給なし(第3子の算定対象)	
大学生年代 (22歳年度末まで)	支給なし(第3子の算定対象外)		支給なし(第3子の算定対象)	
所得制限	あり ※所得制限限度額～所得上限限度額の方には、一律5,000円(特例給付)が支給されます。		なし	
支給回数	年3回(2・6・10月) ※10月15日(火)に 6～9月分を支給します。		年6回(2・4・6・8・10・12月) ※初回は12月13日(金)に 10・11月分を支給します。	

■新たに手続きが必要な方と提出書類

新たに手続きが必要な方	提出書類 ※その他の書類を求める場合があります。
中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童のみを養育している方	「児童手当認定請求書」 添付書類▼▽請求者名義の通帳またはキャッシュカードの写し▽健康保険証の写し(記号・番号を黒塗等で被覆)
所得制限により、現在児童手当を受給していない方	
3人以上の児童を養育しており、かつ令和7年3月末までに19歳から22歳に到達する児童を養育している方(現在児童手当を受給中の方を含む)	「監護相当・生計費の負担についての確認書」
現在児童手当を受給中で、算定児童として認定されていない高校生年代の児童を養育している方	「児童手当額改定請求書」

※児童の保護者(生計中心者)が公務員の場合は、住所地ではなく勤務先(所属庁)から支給されますので、村での手続きは不要です。

■手続きの期限は10月31日(木)(必着)まで!

10月31日(木)(必着)までに、郵送またはお越しの上、子育て支援課(〒319-1192 東海三丁目7番1号 役場行政棟4階)へご提出ください。期限までに「児童手当認定請求書」の提出がない場合は、10・11月分の支給が12月ではなく、令和7年1月以降になります。同様に、期限までに「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出がない場合は、改正後の多子加算額の適用がない手当額が支給されます。

※▽改正にかかる手続きの最終期限は令和7年3月31日(月)(必着)までとなります。最終期限を過ぎた場合は、令和6年10月分にさかのぼっての手当の支給等の適用はできません(手当の支給等は、認定請求書等を村で受け付けた月の翌月分から)。▽認定請求書等は、子育て応援ポータルサイト「のびのび子育て帳」からダウンロードできます。



▲のびのび子育て帳